

第10次

川崎町高齢者保健福祉計画



住み慣れた地域で

共にささえあい

自分らしく最期まで安心して暮らせる町へ

令和6年4月

川崎町

はじめに



川崎町の総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合は年々増加し、令和5年12月末には39%を超え、今回の計画期間中には団塊の世代全てが75歳となる2025年を迎えることとなります。また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口の急増により要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口の激減が見込まれています。

このような状況の中、本町の第6次川崎町総合計画の基本目標である「Reborn!川崎町 人を育み、町を創る。10年先も住み続けたい町へ」を実現するためには、今まで以上に人と人とのつながりを深め、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の構築が必要となってきます。

前計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、高齢者の地域活動や健幸づくりの場が休止や中断を余儀なくされ、高齢者の生活に大きな影響を与えました。

本計画におきましては、これまで以上に人と人とのつながりの構築を図るとともに、地域のニーズを踏まえ、既存の施設やサービス基盤を有効活用しながら、高齢者の皆様が健康で生きがいを持ちながら、安心して暮らせるまちとなるよう、高齢者福祉の向上に向けて施策を展開してまいりますので、町民の皆様の一層の御理解とご協力をお願いいたします。

令和6年3月

川崎町長 原口 正弘

目次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の主旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 日常生活圏域の設定	3
5 計画の策定体制	3
第2章 高齢者の現状	4
1 人口や高齢化等の状況	4
2 要介護認定者等の状況	7
第3章 計画の基本的な考え方	8
1 計画の基本理念	8
2 計画の基本目標	9

第2部 各論

第1章 【基本目標1】 地域包括ケアシステムの深化・推進	10
1 高齢者を支える地域の体制づくり	11
2 在宅医療・介護連携体制の整備	12
3 認知症施策の推進	14
4 高齢者の住まいの安定的な確保	16
5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進	16
第2章 【基本目標2】 介護予防・生活支援の充実	18
1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	18
2 その他の生活支援サービスの展開	20
第3章 【基本目標3】 生きがいづくりや社会参加の促進	21
1 生きがいづくり活動の推進	21
2 社会参加の促進	21
第4章 【基本目標4】 高齢者の権利擁護の推進	23
1 高齢者虐待防止対策の推進	23
2 権利擁護に係る支援の推進	23
第5章 【基本目標5】 高齢者の災害・感染症対策に係る体制整備	25
1 災害対策に係る整備	25
2 感染症対策に係る整備	25
3 業務継続計画（BCP）に係る支援	26
第6章 介護保険事業量等の見込み	27
1 将来人口及び要介護等認定者数の推計	27
2 介護サービスの量の見込み	29
資料編	34～36

第1部 総論

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

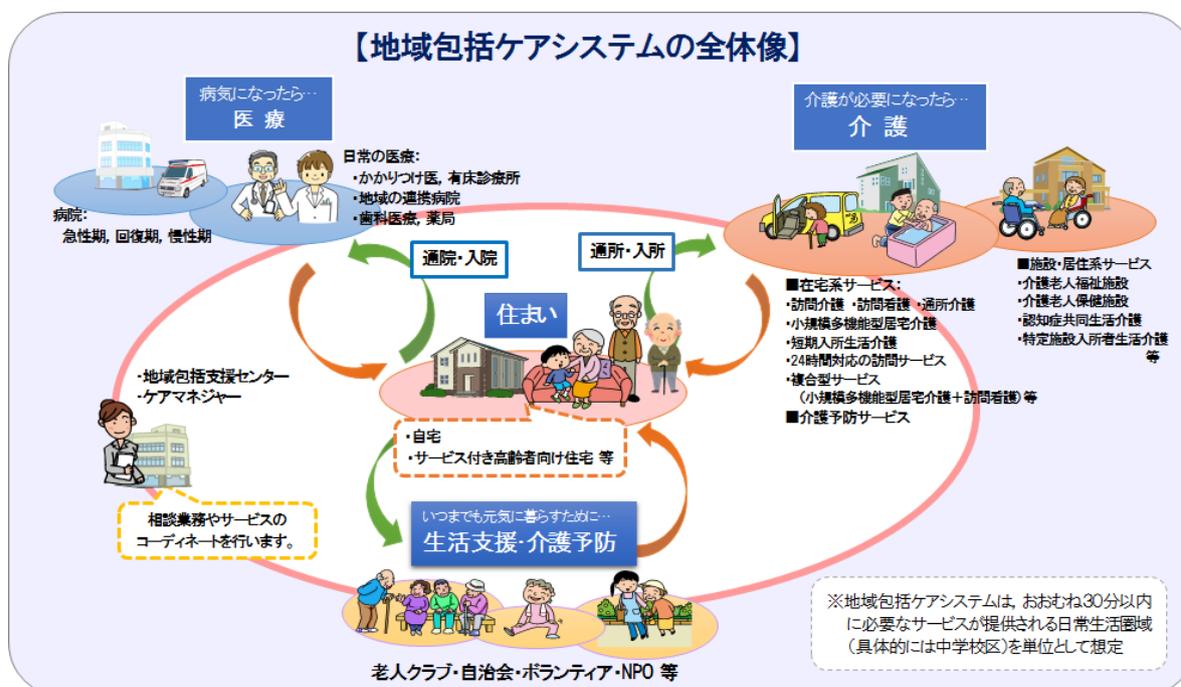
1 計画策定の主旨

川崎町における総人口の推移は、年々減少傾向であり、総人口の減少に対し、「団塊の世代」が65歳に達する平成24年度頃から高齢者人口は急増し、令和5年度には高齢化率が39%を超えています。総世帯数も減少している中、高齢者単独世帯の割合が増加傾向にあります。

そのため、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制として、「地域包括ケアシステム」の構築に努めることが重要です。

また、今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障害福祉、児童福祉及び生活困窮者支援等の制度及び分野の枠、「支える側」及び「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人及び人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであるとともに、本町でもすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会を目指していきます。

これまで実施してきた高齢者施策の成果等を踏まえつつも、これからの高齢者福祉に求められる「人と人とのふれあい」や「心と心の通い合い」を直接感じられることを目的として、本計画を策定するものです。

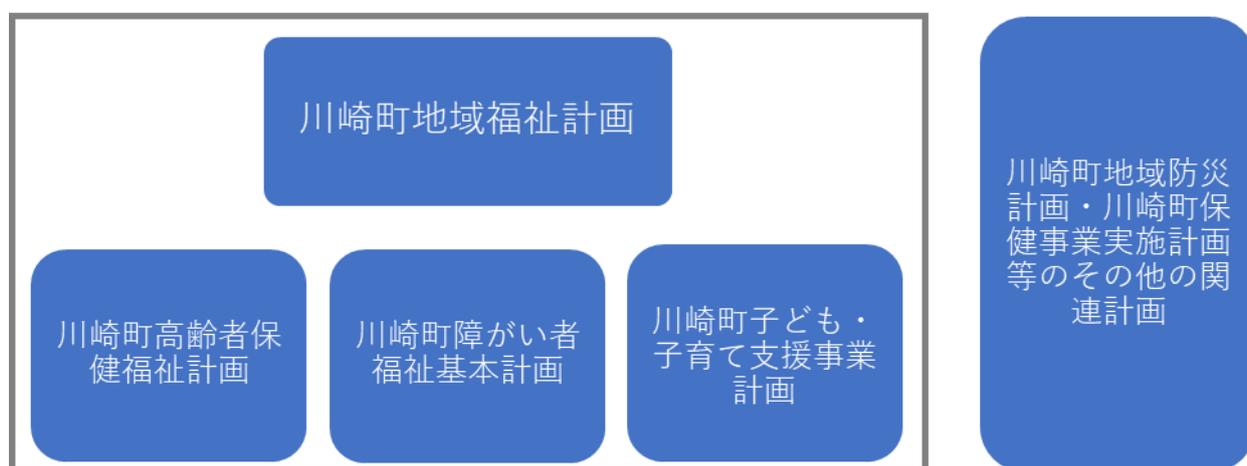


資料：厚生労働省より

2 計画の位置づけ

- 本計画は、老人福祉法（第20条の8）の規定による「市町村老人福祉計画」に該当する計画です。川崎町地域福祉計画の下位計画に位置づけられます。
- 本計画は、「第6次川崎町総合計画」（計画期間：令和2～11年度）をはじめとした本町の関連計画等と整合性を図り策定しています。また、福岡県介護保険広域連合の「介護保険事業計画」や福岡県の「福岡県高齢者保健福祉計画」、「医療計画（地域医療構想）」等の国・県の関連計画等との整合性にも配慮して策定しています。

第6次川崎町総合計画



3 計画の期間

本計画の期間は、介護保険法の規定に基づき、2024（令和6年）年度から2026（令和8）年度までの3ヵ年とします。



4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備状況等を総合的に勘案し、おおむね30分以内に必要なサービスの提供が可能な圏域を定めるものです。

本町では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる地域包括ケアシステム構築の推進にあたり、日常生活圏域を中学校区単位として設定します。

5 計画の策定体制

高齢者福祉課を中心に、その他関係部署と連携をとりながら、各種施策等との検討・調整を図り、関係者から意見の聴取等を行い策定にあたりました。

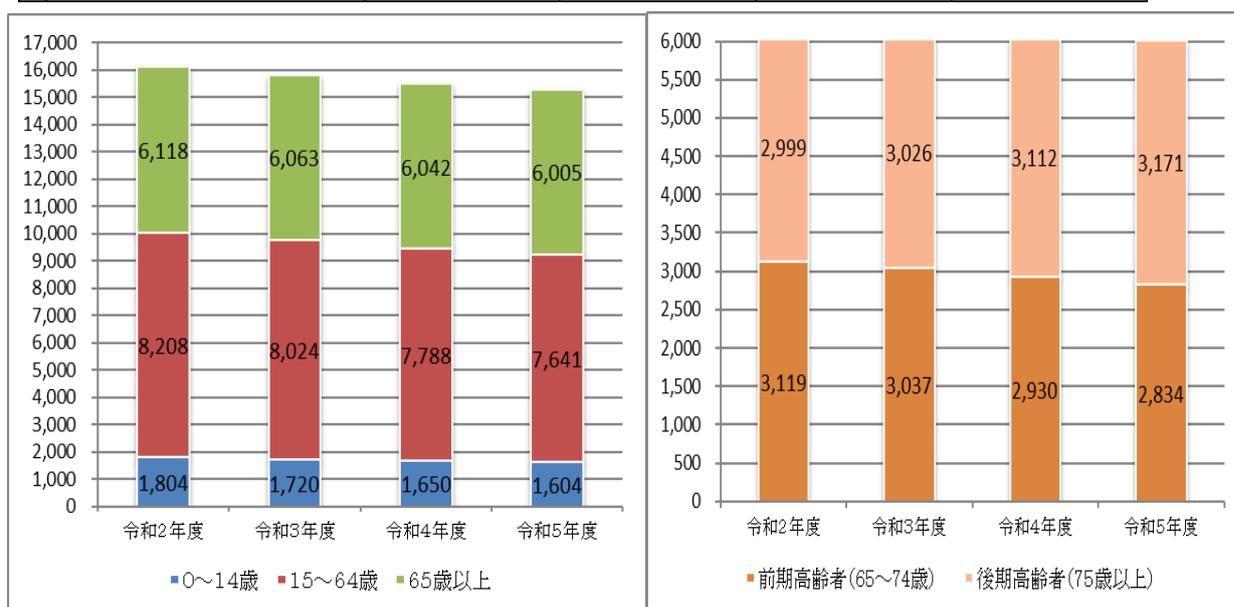
第2章 高齢者の現状

1 人口や高齢化等の状況

(1) 人口・高齢化率の推移

令和2年度～令和5年度の人口推移をみると、総人口は減少していますが、後期高齢者人口の割合は増加傾向にあります。令和5年11月末現在で高齢者人口は6,005人、高齢化率は39.4%となっています。

	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
総人口	16,130	15,807	15,480	15,250
0～14歳 (年少人口)	1,804 11.2%	1,720 10.9%	1,650 10.7%	1,604 10.5%
15～64歳 (生産年齢人口)	8,208 50.9%	8,024 50.8%	7,788 50.3%	7,641 50.1%
40歳～64歳	4,844 30%	4,761 30.1%	4,666 30.1%	4,605 30.2%
65歳以上 (高齢者人口)	6,118 37.9%	6,063 38.4%	6,042 39%	6,005 39.4%
65歳～74歳 (前期高齢者人口)	3,119 19.3%	3,037 19.2%	2,930 18.9%	2,834 18.6%
75歳以上 (後期高齢者人口)	2,999 18.6%	3,026 19.1%	3,112 20.1%	3,171 20.8%



資料：住民課 令和2～4年度は各年度末 令和5年度は11月末現在

(2) 高齢化の状況

高齢化の状況を全国・九州各県のデータと比較すると、本町の高齢化率は高い水準にあります。

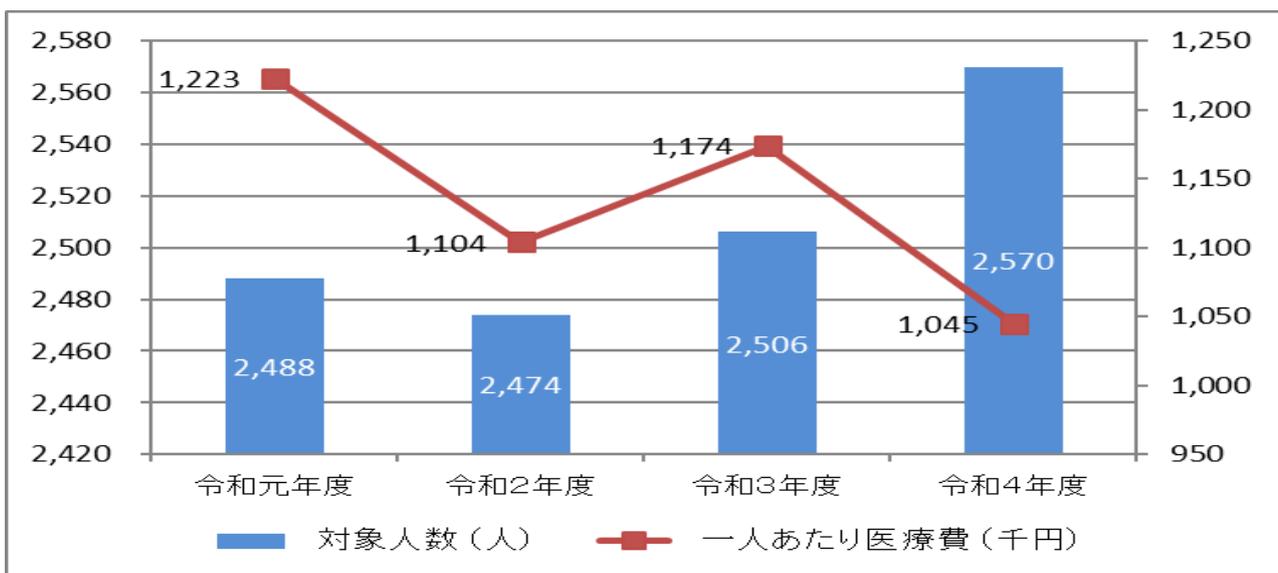
《九州の高齢化率》



資料：全国及び各県のデータは総務省統計人口（令和4年10月1日現在）
川崎町は令和4年9月末現在 住民課より

後期高齢者医療保険の対象人数は増加傾向ですが、一人あたりの医療費は減少傾向です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象人数（人）	2,488	2,474	2,506	2,570
一人あたり医療費（千円）	1,223	1,104	1,174	1,045

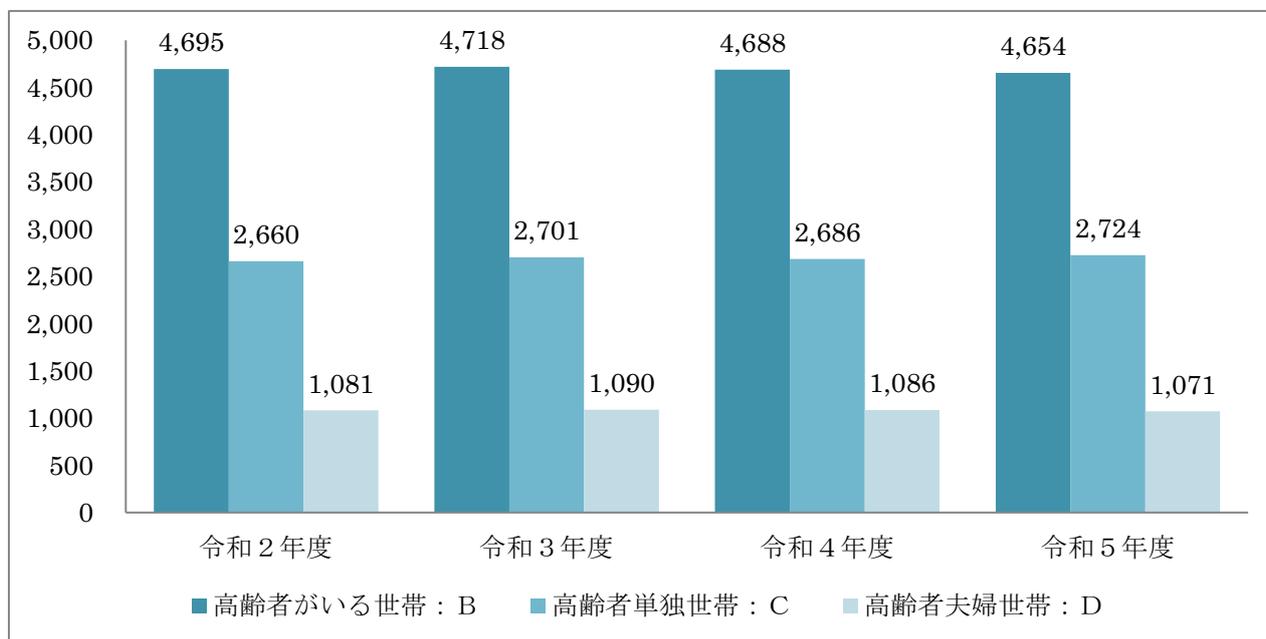


資料：福岡県後期高齢者医療広域連合 各年度末

(3) 世帯の状況

少子高齢化の進行とともに、総世帯数が減少傾向にある中で、高齢者単独世帯の割合は増加傾向にあります。

	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
総世帯数:A	8,660	8,665	8,574	8,494
高齢者がいる世帯:B	4,695	4,718	4,688	4,654
比率 B/A(%)	54.2%	54.4%	54.7%	54.8%
高齢者単独世帯:C	2,660	2,701	2,686	2,724
比率 C/A(%)	30.7%	31.2%	31.3%	32.1%
高齢者夫婦世帯:D	1,081	1,090	1,086	1,071
比率 D/A(%)	12.5%	12.6%	12.7%	12.6%



資料：高齢者福祉課 各年度当初

2 要介護認定者等の状況

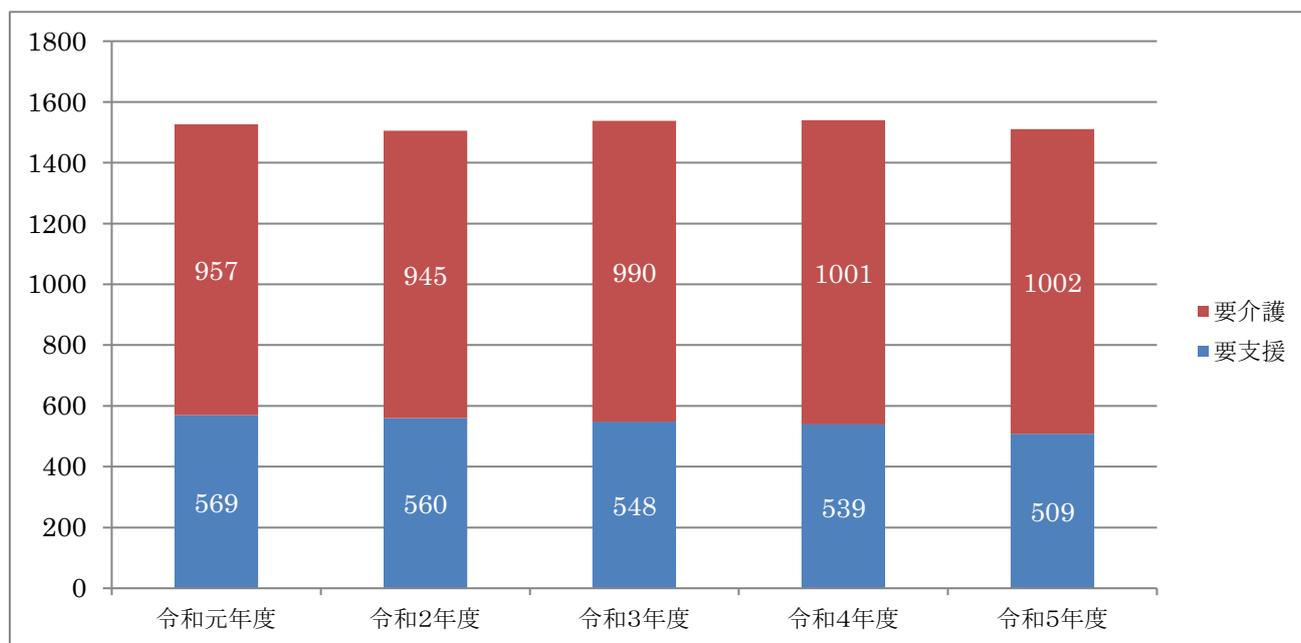
川崎町は、福岡県介護保険広域連合に加入し、広域連合を保険者として介護保険事業の運営を行っています。介護保険の給付対象者となる要介護者等の集計及び推計は、福岡県介護保険広域連合の算定に基づき行います。

要介護認定者等は、令和元年度～令和5年度の期間で1,500人台を推移しており、令和5年11月末現在で1,511人、認定率は25.2%となっています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	356	345	331	322	305
要支援2	213	215	217	217	204
要介護1	287	272	279	297	310
要介護2	195	195	205	199	194
要介護3	170	181	199	192	184
要介護4	201	198	214	223	214
要介護5	104	99	93	90	100
計	1,526	1,505	1,538	1,540	1,511
65歳以上人口	6,073	6,118	6,063	6,042	6,005
要介護〔支援〕認定者率	25.1%	24.6%	25.4%	25.5%	25.2%

要支援・要介護認定者数



資料：福岡県介護保険広域連合 各年度末数値・令和5年度11月末数値

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

川崎町に住んでいる誰もが、安心していきいきと暮らせるまちづくり。地域や社会の中で、一人ひとりが大切にされ、共につながり、生きがいとぬくもりの中で生きていける社会にしたい。

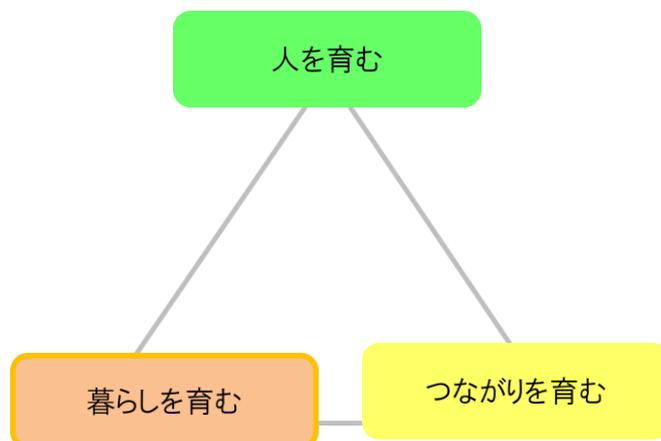
「川崎町総合計画」においても、一貫してこの思いが込められています。

本計画では、川崎町総合計画の将来像でもある「ReBorn! 川崎町 人を育み、町を創る。10年先も住みたい町へ」や2040年の地域共生社会の実現を踏まえ、「住み慣れた地域で、共にささえあい、自分らしく最期まで安心して暮らせる町へ」を基本理念とします。



ReBorn! 川崎町

人を育み、町を創る。10年先も住みたい町へ



2 計画の基本目標

地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの構築の更なる推進をめざすため、本計画では、5つの基本目標と14の主要施策を設定しました。

基本理念	基本目標	主要施策
住み慣れた地域で、共にささえあい、自分らしく最期まで安心して暮らせる町へ	基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進	1 高齢者を支える地域の体制づくり
		2 在宅医療・介護連携体制の整備
		3 認知症施策の推進
		4 高齢者の住まいの安定的な確保
		5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進
	基本目標2 介護予防・生活支援の充実	1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
		2 その他の生活支援サービスの展開
	基本目標3 生きがいつくりや社会参加の促進	1 生きがいつくり活動の推進
		2 社会参加の促進
	基本目標4 高齢者の権利擁護の推進	1 高齢者虐待防止対策の推進
		2 権利擁護に係る支援の推進
	基本目標5 高齢者の災害・感染症対策に係る体制整備	1 災害対策に係る整備
		2 感染症対策に係る整備
		3 業務継続計画（BCP）に係る支援

第2部 各論

第2部 各論

第1章 【基本目標1】地域包括ケアシステムの深化・推進

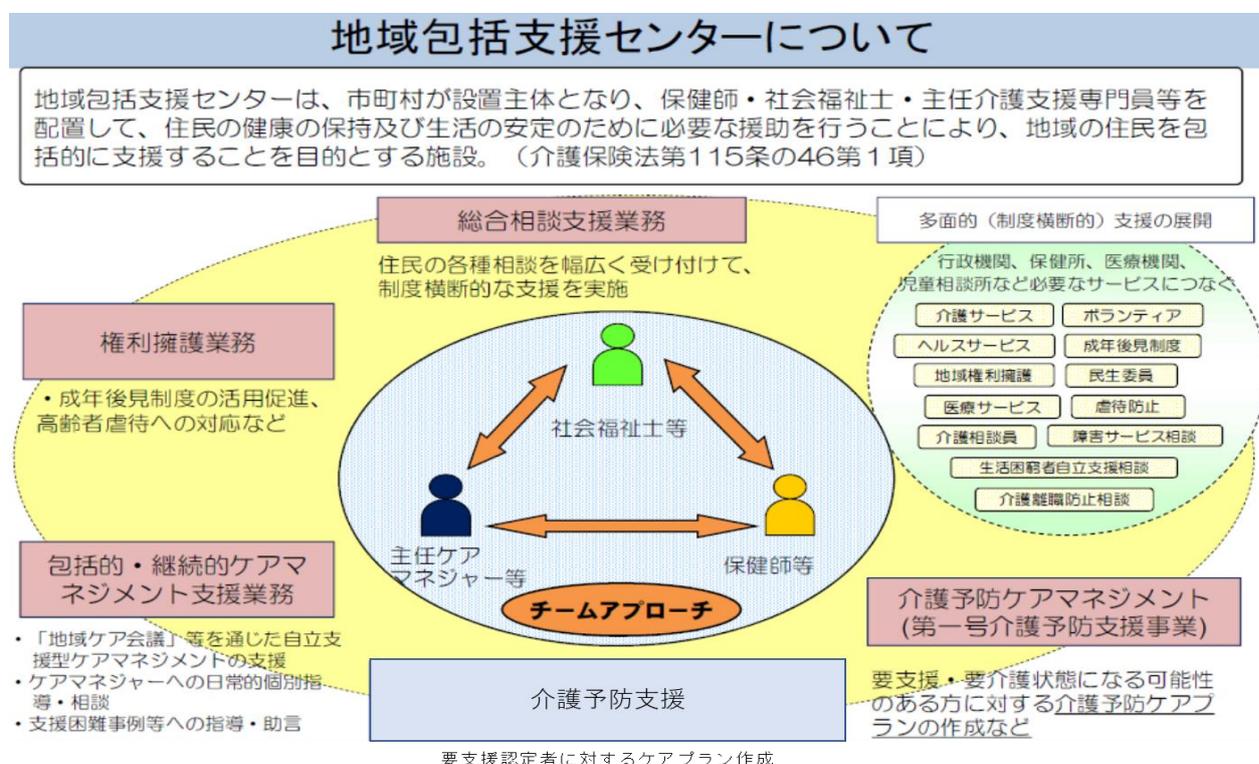
地域包括支援センターの概要

地域包括支援センター（以下、「センター」という。）とは、社会福祉士や保健師、主任介護支援専門員等の専門職を配置し、介護保険制度の要支援認定者に対するケアプランの作成や、高齢者に関する総合相談、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える包括的支援事業を実施する機関です。地域包括ケアシステムを推進するにあたり、中核的な役割を担う機関でもあります。

本町では、平成31年4月から社会福祉法人川崎町社会福祉協議会に委託してセンターの運営を行っています。

また、平成27年の介護保険制度改正により、センターの機能強化として包括的支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」、「認知症総合支援事業」、「生活支援体制整備事業」、「地域ケア会議推進事業」が新たに位置づけられました。これらの新事業は、センターで直接業務を行うほかに、センター以外の実施主体に事業を委託することができる枠組みとなっています。

センターの活動については、パンフレットの配布や、町と川崎町社会福祉協議会のホームページを活用して周知しており、全国の介護サービス事業所の情報についてインターネット等で公表する「介護サービス情報公表システム」においても情報公表を行っています。



資料：厚生労働省より

事業		目的	概要
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	相談の受付や制度横断的支援、高齢者虐待への対応、支援困難事例の対応等を通じて、住民の健康の保持及び生活の安定等を図る	総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメンの支援、介護予防ケアマネジメンを実施する。
	地域ケア会議推進事業	地域の多様な関係者による検討の場を通じて、支援や支援体制の質の向上を図る	保健医療や福祉の専門職等が参画し、個別事例や地域課題の検討を行う。
	在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するための必要な支援を行う。	地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を実施する。
	認知症総合支援事業	認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図る。	認知症初期集中支援チームによる支援と認知症地域支援推進員による地域の体制整備を行う。
	生活支援体制整備事業	多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加を推進する。	生活支援コーディネーターの設置による地域資源の開発等。
指定介護予防支援		介護保険制度の基本理念である「自立支援」を目的に、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を継続することを目指す。	介護保険における予防給付の対象となる要支援者の予防給付に関するケアマネジメン業務を行う。

1 高齢者を支える地域の体制づくり

(1) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議とは、介護支援専門員の資質向上、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に行えることから、地域包括ケアシステムの構築に有効とされています。

本町では、介護支援専門員のケアマネジメン支援を通じて、適切な支援が行えているか福祉・介護の専門職種と協議し、高齢者の個別課題の解決を行う「個別ケース会議」、個別ケースの課題文析等を積み重ねることにより、その地域に共通した課題を地域住民と明確化していく「地域課題会議」、明確化された地域課題から地域づくり・資源開発を検討し、政策形成につなげる「地域包括ケアシステム推進会議」の3つの会議体を総称して地域ケア会議として開催しています。地域ケア会議は、本町及び地域包括支援センターで開催しており、今後も継続していきます。

(2) 生活支援体制整備事業による地域づくりの推進

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年や高齢者数がピークに達する2040年に向け、高齢者のみ世帯や認知症高齢者の割合が増加すると考えられています。それに伴い、高齢者が生活を送っていく上でのニーズも急増すると予測されており、地域での支え合いが今まで以上

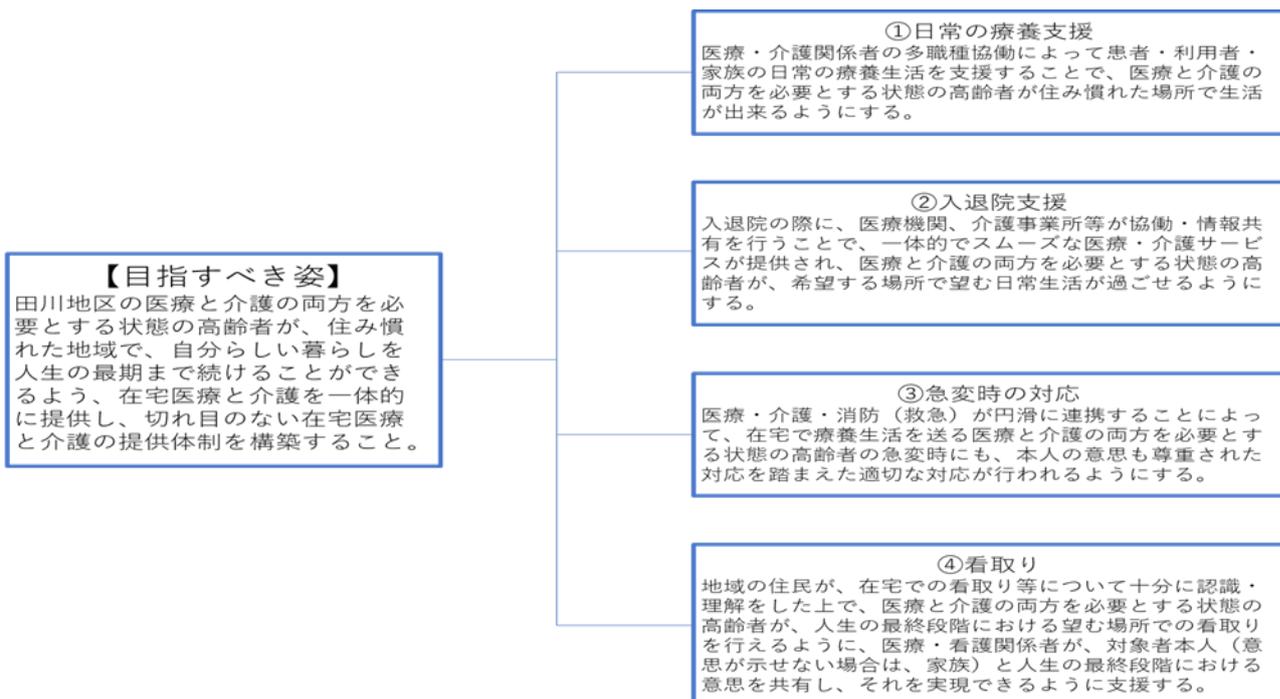
に必要となります。生活支援体制整備事業とは、地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目標に、「生活支援コーディネーター」と「協議体」を中心に高齢者を支える地域づくりを進めていく事業です。

「生活支援コーディネーター」とは、地域に出向き地域住民が困っていることや、住民の活動等の現状を把握し、協議体内で意見を伝える、住民同士のネットワークづくりを支援する役割をもつ者です。本町では、地域包括支援センターに2名配置しています。

「協議体」とは、地域課題の共有や、それを解決する仕組みづくりなどを地域住民や関係団体が話し合う場です。本町では、「でてこんかい・かたらん会」として地域包括支援センターで定期的に開催しており、今後も継続していきます。

2 在宅医療・介護連携体制の整備

高齢化率の進行により、慢性疾患や認知症等の医療と介護ニーズの両方を併せ持つ高齢者の増加が予想されています。このようなニーズを持った高齢者でも、可能な限り住み慣れた地域で安心した生活を続けることができるよう、地域の医療・介護の関係機関と連携した体制整備を行っていくことが求められています。この取り組みを推進するために、「在宅医療・介護連携推進事業」が包括的支援事業に位置づけられています。本町では、平成30年4月から田川市郡の8ヵ市町村と田川医師会に事業の一部を委託して、国の「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」に基づき体制整備を進めています。在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）を意識し、地域の目指すべき姿と、その目的を実現するために、達成すべき目標を4つの場面ごとに設定して取り組みを行います。



(1) 多職種における協議会等の開催

田川地区の市町村及び医療・介護関係者等による在宅医療・介護連携体制の現状と課題の抽出、対応策などの検討を行う「田川地区在宅医療介護連携協議会」等を開催しており、今後も継続していきます。

(2) 医療・介護資源の周知

田川地区の医療機関と介護事業者等の所在地、連絡先、機能などをまとめた「在宅医療のしおり」を作成し、田川医師会のホームページ上での公表や配布を行っています。

また、本町独自の取組みとして町内の医療機関と介護事業所等を掲載した「川崎町医療・介護資源マップ」を作成し、配布を行っています。

今後も更新作業を継続し、医療・介護資源の情報を周知していきます。

(3) 医療・介護関係者の情報共有支援

田川地区の入院機能を持つ医療機関と介護支援専門員を対象に、入退院時の情報共有手順などを定めた「入退院時連携マニュアル」を作成し、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援しています。今後もマニュアルの充実と更新作業を継続していきます。

(4) 医療・介護関係者向けの研修会の開催

田川地区の医療・介護関係者に向けて、在宅医療介護連携体制の構築に向けた理解の促進や質の向上等を目的に研修会を開催しています。また、本町独自の取組みとして、地域包括支援センターによる本町内の医療・介護関係者を対象とした研修会も開催しています。今後も継続して開催していきます。

(5) 在宅医療・介護に関する相談体制の構築

住民等による在宅医療・介護に関する相談体制として、地域包括支援センターを窓口、田川医師会に設置している在宅医療・介護を推進する拠点である「在宅医療・介護支援センター」と連携して対応しています。今後も連携を密にして相談支援を行っています。

(6) 在宅医療・介護に関する住民への普及啓発

在宅医療・介護に関する住民への普及啓発として、通いの場を通じた勉強会の開催や、広報誌等による事業の周知を行っています。

3 認知症施策の推進

国の推計によると、認知症高齢者の数は2025（令和7）年には約700万人、65歳以上の約5人に1人が発症すると見込まれています。

それに伴い、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。本法律は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とした法律です。

この法律に基づき、包括的支援事業に位置付けられた「認知症総合支援事業」の取組等により、認知症の本人やその家族の意見を反映しながら施策の推進を行っていきます。

（1）認知症地域推進員による施策の推進

認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）は、2018（平成30）年度からすべての市町村に配置され、各市町村が進めている認知症施策の推進役、そして地域における認知症の人の医療・介護等の支援ネットワーク構築の要役として、地域の特徴や課題に応じた活動を展開しています。本町では、地域包括支援センターに2名配置しており、推進員を中心とした施策の取組みを行っていきます。

（2）認知症への正しい知識と理解を深めるための普及・啓発

①認知症サポーター養成講座

本町では、認知症に関する正しい知識と理解に対する講座を受けた「認知症サポーター」の養成を行っています。令和5年12月末現在までに養成講座を67回開催し、延べ1,829人養成しており、今後も住民や事業者など幅広く、認知症に関する正しい知識と理解を普及させていきます。

②チームオレンジの設置

認知症サポーター養成講座を修了した者のうち、ステップアップ講座を受講したサポーター等で構成された支援チームである「チームオレンジ」を設置し、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みを構築します。

国の方針では令和7年までに全市町村でのチームオレンジ等の整備が掲げられており、本町では現在1チーム設置しています。今後もチーム数の増加に向けた取組みを推進していきます。

③高齢者疑似体験授業

町内の小学校4年生と中学校1年生を対象に、車椅子体験やアイマスク体験、認知症サポーター養成講座等を行う高齢者疑似体験授業を平成27年度から行っています。高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者への理解を深めてもらうことや、医療・介護分野の仕事への興味関心をもってもらうことを目的に、今後も内容を検討し、継続していきます。

(3) 認知症の容体に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

①認知症ケアパスの作成

認知症の本人やその家族が認知症と思われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるように、状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを示した「認知症ケアパス」を作成し、広く住民や関係者に公表しています。今後は認知症の当事者やその家族の意見を反映したものに更新していき、内容の更なる充実を図っていきます。

②認知症初期集中支援チームの設置

国は、医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整、家族支援などの初期支援を包括的、集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。

本町では、認知症に対する専門的な医療が提供できるとして福岡県から指定を受けている「福岡県認知症医療センター」に、平成28年7月より認知症初期集中支援チームの業務を委託しています。今後も認知症初期集中支援チームを中心に、地域包括支援センターや地域の医療機関、介護事業所等と連携して、認知症の初期段階における適時・適切な医療・介護等の提供に努めます。

(4) 認知症の本人・その家族への支援

①川崎町高齢者等見守りネットワーク事業

本町では、平成20年度から高齢者独居世帯等を対象に「川崎町高齢者等見守りネットワーク」が設立されており、高齢者の見守り活動や認知症高齢者の徘徊対策等に取り組んでいます。

福岡県が実施している各家庭を訪問する機会が多い事業者が異変を察知した場合に市町村や警察等に通報する「見守りネットふくおか」等も活用しながら、今後も認知症等による徘徊行方不明者の迅速発見と事件・事故の未然防止に努めます。

②若年性認知症対策の推進

65歳未満で発症した認知症を「若年性認知症」と呼び、その患者数は全国で約4万人近くいると言われています。若年性認知症の方は、現役世代であるため、仕事、育児、病気の進行の早さ等の問題を抱えており、認知症の高齢者とは異なる支援が必要となってきます。

本町では、福岡県が作成している若年性認知症の相談窓口や支援のための制度が掲載された「若年性認知症ハンドブック」を窓口等で配布しています。

また、福岡県が設置している「若年性認知症サポートセンター」と地域包括支援センターが連携し、若年性認知症の本人やその家族からの相談にも適切な支援につながるよう対応していきます。

③認知症カフェの設置

認知症の本人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う「認知症カフェ」の設置を推進します。現在、本町では、安宅地区に「あいたかカフェ」の名称で認知症カフェを設置しています。認知症地域支援推進員との勉強会や地域交流を通じて、認知症の本人やその家族を支える地域づくりに取り組んでいます。今後は、認知症カフェの設置数を増やすことを推進していきます。

④認知症相談会の開催

認知症地域支援推進員による認知症相談会を毎月1回開催しています。今後も継続していき、住民への周知も併せて継続していきます。

4 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、その生活に適した「住まい」が必要です。新しい住宅セーフティネット法として、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が一部改正され、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する方に対し、賃貸住宅の供給の促進等を図ることとされていることから、住まいに関する相談窓口の充実と本町の住宅等の住まいにおける関係部署との連携により支援の充実を図ります。

また、介護保険サービスによる入所型のサービスや、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等も自宅以外の高齢者の「住まい」としての役割を果たしていることから、需要と供給を勘案しつつ、福岡県や福岡県介護保険広域連合とも連携しながら計画的な整備に努めます。

さらに、高齢化の進展に伴い、生活困窮及び社会的孤立の問題等が顕在化しており、今後、介護ニーズ以外の面で生活の問題を抱える高齢者が増加することが見込まれる中で、養護老人ホームの果たすべき役割は重要性を増しています。

本町では、町内に「川崎町立愛光園老人ホーム」を設置しており、今後も住民に対する周知を行うとともに、適切な措置運営を行っていきます。

5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進

団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年を見据え、介護人材が不足することが見込まれており、地域での支え合いがより一層求められる社会となります。本町では、国・県・福岡県介護保険広域連合との情報共有や連携により、地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上に努めます。

(1) 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進

本町では、町内の介護サービス事業者に対して県等が実施する研修や基金を活用した介護ロボ

ット導入支援事業、介護現場における業務仕分け（文書に係る負担軽減）等に活用するICTに関する周知を行っていきます。併せて外国人介護人材が国内の介護現場において、円滑に就労・定着できるようにするため、県が実施する「外国人介護職員介護技能等向上研修」等の研修についても周知を行います。

また、処遇改善加算等の取得促進に向けた周知について、福岡県介護保険広域連合と連携して実施していきます。

さらに、高齢社会の現状や高齢者に対する理解を子どもたちから深め、将来の進路として介護分野に関心が持てるよう、子ども達を育む事業の実施について、関係機関・団体と調整します。

（2）生活支援体制整備事業における協議体の活用

支え手の人材不足の解決策の1つに、生活支援体制整備事業における協議体の機能として、住民同士の助けあいにより解決できる仕組みづくりや、元気な高齢者が支え手側になり活躍できる場を作っていくこと、企業等も含めた様々な地域の強みをつなげることで課題解決の新しい支援策を生み出す効果が期待できます。

今後は、生活支援コーディネーターが町内の各地域に積極的に出向くことで町の現状分析や課題把握を行っていき、協議体において地域を支え合うための支援策を検討していきます。

第2章【基本目標2】介護予防・生活支援の充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

平成27年度の介護保険制度改正では、2025年に「団塊の世代」が75歳を迎えるなど高齢化が進展していく中、要支援認定者等の高齢者の多様な生活支援ニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護と通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、住民等の多様な主体によるサービス提供等により市町村が効果的・効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）へと移行することとされました。この総合事業は、要支援認定者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者に対して介護予防の啓発等を行う「一般介護予防事業」で構成されています。なお、サービスの内容や利用料、サービス提供主体等は市町村が決定する仕組みとなっています。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

本町では、介護予防・生活支援サービス事業として、現行の予防訪問介護相当の訪問型サービスと現行の予防通所介護相当の通所型サービスを実施しています。

また、それらの利用者に対して、介護予防ケアマネジメントといわれる、地域包括支援センターが状況をふまえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んで行けるよう具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討した計画を作成しています。

今後は、より多様なニーズに対応したメニューの必要性が予想されることから、家事援助のみが必要な方向けの訪問型サービスや、身体介護が不要な方向けの通所型サービスの実施に向けて地域包括支援センター等の関係機関と調整していきます。

(2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

本事業は、地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげるという取り組みで、高齢者の生活の実態を把握することで介護予防機能を強化することを目的としています。

本町では、福岡県介護保険広域連合が実施する「高齢者生活アンケート」の結果や、地域包括支援センターの総合相談から地域の実情を把握しています。

また、庁内における医療、企画等の関係部署との連携による把握をすすめ、データ分析を通じた把握も行い、PDCAサイクルによる効率的・効果的な施策の展開に努めています。今後も事業を継続していきます。

②介護予防普及啓発事業

本事業は、住民に介護予防の基本的な知識や大切さを普及させるため、パンフレットの配布や、介護予防教室の開催、地域における自主的な介護予防のための活動支援等を行うものです。

ア 地域いきいきお出かけサロン

地域いきいきお出かけサロンは、外出による他者とのふれあいや買い物などの生活活動を通じて、閉じこもり予防を促し、自身の健康や介護予防に努めてもらうことを目的としています。

自宅付近への送迎と、介護予防に資する運動等を組み合わせた事業であり、今後も継続していきます。

イ 地域いきいき健幸サロン

地域いきいき健幸サロンは、社会教育課が主管である公民館活動を通じて、公民館等を拠点とした高齢者の自主的な介護予防の通い場を普及させる事業です。

本町の健康施策を担う部署と多課連携して取り組んでおり、今後も継続していきます。

③地域介護予防活動支援事業

本事業は、高齢者が身近な場所で気軽に集える居場所づくりを推進するため、ボランティアや任意団体及び住民が自主的に実施する活動等の支援を行う事業です。

ア 川崎町高齢者等見守りネットワーク事業費補助金

川崎町高齢者等見守りネットワークに登録のある住民団体に対して、その運営等に必要な費用の補助を行うものです。今後も継続していきます。

イ 地域いきいき活動支援補助金

公民館等の通いの場を拠点に、地域住民が主体となり継続的に行う介護予防や相互扶助につながる活動に対して、その運営等に必要な費用の補助を行うものです。今後も継続していきます。

④一般介護予防事業評価事業

本事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価に基づき事業全体の改善を図ることを目的として実施しているものです。

本町では、介護予防把握事業と同様に庁内における医療、企画等の関係部署と連携し、データ分析による評価を行っており、今後も継続していきます。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業とは、地域における介護予防を機能強化するために、地

域ケア会議や住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進することを目的とした事業です。

本町では、地域ケア会議の「個別ケース会議」において作業療法士が参加し、リハビリテーションの観点から助言を受けています。今後は、本事業を通じた通いの場等におけるリハビリテーション専門職の関与や、介護予防に資する取組みを企画する際などに事業の活用を検討していきます。

2 その他の生活支援サービスの展開

(1) 家族介護用品給付事業

介護保険制度の要介護4・5の認定を受けている高齢者を在宅で介護している家族を対象に、経済的負担を軽減することを目的として、毎月、紙おむつ等を対象とした5,000円分の「家族介護用品給付券」を支給する事業です。今後も事業の継続と周知を行います。

(2) 配食サービス見守りネットワーク事業

安否確認や栄養改善が必要な在宅の高齢者等を対象に、指定日の夕食として、手渡しによる配食サービスの提供を行う事業です。配食サービスを提供することによって、自立した生活の継続と質の向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的負担を軽減することも目的としています。今後も事業の継続と周知を行います。

(3) 緊急通報システム事業

心疾患や脳血管疾患等の疾病により、体調悪化等による緊急時の対応に支援が必要な一人暮らし高齢者等を対象に、緊急通報等の管理を行う機関へつながる緊急通報装置の貸与を行う事業です。緊急時の迅速かつ適切な対応と安全を確保することを目的としており、今後も事業の継続と周知を行います。

第3章【基本目標3】生きがいつくりや社会参加の促進

1 生きがいつくり活動の推進

高齢者が心身ともに健康に、かつ充実した生活を送るためには、生きがいつくりが大切です。

本町では、従来から公民館等での生涯学習活動や生涯スポーツ・レクリエーション事業に取り組んできましたが、平成28年度からは介護予防や健康づくりとあわせた生きがいつくり活動の一環として、「健康ポイント制度」を実施しています。

これらの生きがいつくり活動については、今後も地域の関係団体等と連携しながら、その推進に向けて取り組んでいきます。

(1) 健康ポイント制度

平成28年度から実施している「健康ポイント制度」は健康づくりに関する事業の参加者へのポイントサービスにより、健康への関心を持って保健事業に参画していただき、健診（検診）等の受診率向上を促すとともに、町民の健康意識の高揚と町民の医療費削減を図る事業です。登録者数は年々増えており、今後も事業の推進を図ります。

(2) 生涯スポーツ・レクリエーション事業

高齢者が気軽に参加できる健康体操教室やレクリエーション教室の実施、競技としての楽しみが得られる福岡県ねりんスポーツ・文化祭への参加促進、スポーツに精通した団体である川崎町体育協会や各種競技団体と連携した取組等により、体力や年齢に応じたスポーツ・レクリエーションに参加できる機会の充実に努めます。

また、子どもの頃からスポーツに親しむ環境づくり、スポーツ関係団体との連携に取り組みます。

2 社会参加の促進

高齢者がそれまで培った経験や知識等を活かし、就労することや地域活動の担い手として活動することは、自身の生きがいつくりだけではなく、人口減少と少子高齢化が進む地域社会においては労働力の確保や維持発展のため必要不可欠です。

本町では、このような高齢者の社会参加促進の一環として、シルバー人材センター等の活動支援に取り組んでおり、今後もこれらの関係団体への支援に努めます。

今後の生活支援サービスには住民等による多様なサービス提供体制を構築することが必要とされており、元気な高齢者がサービスの担い手として活動していただくなど、さまざまな場面での高齢者の社会参加を促進していきます。

(1) シニアクラブ（老人クラブ）活動への活動支援

地域における清掃活動や閉じこもり・孤立化を防ぐための訪問活動等の奉仕活動に励み、高齢者向けのスポーツによる健康づくり活動を行っているシニアクラブは、高齢者の社会参加及び生きがづくりにおいて、大変重要な存在です。

また、少子高齢社会が本格化し、高齢者同士の助け合いがますます必要になってくる中、その役割の一部を担うことができる存在でもあります。

本町では、各シニアクラブに対して、補助金の交付による活動支援を行っており、今後も継続していきます。

なお、本町では「川崎町老人クラブ連合会」から「川崎町シニアクラブ連合会」への名称変更に伴い、シニアクラブと記載しています。

(2) 高齢者の就労促進

高齢者の就労は、経験と能力、技能を有効活用することにより高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがづくり、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化にもつながります。

本町では田川市郡の他の市町村と協定し、田川地区シルバー人材センターに補助金を交付することにより、就労の機会を組織的に提供する助成をしています。高齢者の雇用対策は今後も重要な課題であるため、センターへの補助金交付等による支援を継続していきます。

第4章【基本目標4】 高齢者の権利擁護の推進

一人暮らし等の高齢者世帯や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の虐待や財産をめぐるトラブル、いわゆるオレオレ詐欺等の消費者被害の問題など、高齢者の権利に関する問題が深刻化しています。

本町では、地域包括支援センターの「権利擁護事業」として、社会福祉士を中心に高齢者虐待への対応や「成年後見制度」等の関連制度についての相談・助言、消費者被害への対応や情報提供等、重層的な問題により支援が困難な高齢者やその家族への支援に取り組んでいます。

1 高齢者虐待防止対策の推進

(1) 高齢者虐待防止に係る周知・啓発の推進

高齢者に対する虐待の早期発見・対応に向け、本町の各相談窓口のほか、地域包括支援センターの相談窓口など相談支援体制の充実に引き続き努めます。また、広報誌等による高齢者虐待防止の周知に努めるとともに、町内の医療機関や介護事業者に対しても研修の開催等を行っていきます。

(2) 高齢者虐待対応に伴う適切な措置の行使

高齢者虐待による通報等があった場合に、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法の規定に基づく養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置等を行ってまいります。

2 権利擁護に係る支援の推進

(1) 成年後見人制度利用支援助成金

身寄りがなく判断能力等に支障がある高齢者等で、町長が親族等に代わり成年後見制度の申立てを行う場合に、その要する費用及び後見人等に対する報酬について助成を行う事業です。

今後も認知症高齢者等の成年後見人制度を必要とする者の割合が増加することが予想されるため、事業の継続と周知・徹底を行います。

(2) 成年後見制度利用促進

成年後見制度のさらなる利用を促進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年に施行されました。

これに伴い、町の役割として、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を備えた「中核機関」の設置を段階的・計画的に整備すること。

中核機関を事務局として、本人や後見人、それらの支援に関わる関係者に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各

専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める「協議会」の設置を行うこと。成年後見制度利用促進に係る町の計画を作成することが求められています。

本町でも成年後見制度に関わる関係課と連携し、これらの整備等に向けた取り組みを行います。

(3) 日常生活自立支援事業の利用促進

日常生活自立支援事業とは、川崎町社会福祉協議会が行う金銭管理等に支援が必要な高齢者等に対して、福祉サービスの利用援助・日常金銭管理サービス等の援助を行う事業です。

今後は事業の需要も高まることが予想されることから、川崎町社会福祉協議会と連携して事業の周知を積極的に行い、利用促進につなげていきます。

(4) 防犯対策に向けた取組

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯割合が増加し、相談できる家族が身近にいないことから、消費者被害や振込め詐欺などの事件に巻き込まれる高齢者の増加が予想されます。

消費者トラブルの事例等を広報誌やホームページ等を活用した積極的な啓発活動により、消費生活の基礎知識の普及や消費者被害の未然防止につながる情報提供を行います。

また、町内において詐欺と思われる不審な電話等の発生を把握した場合は、速やかに本町の公式LINEアカウントや防災無線等を通じて周知を行っていきます。

民生委員や地域包括支援センター、川崎町高齢者等見守りネットワーク、消費生活センター、警察等と連携し、高齢者被害の防止に向けて取り組みます。

第5章【基本目標5】 高齢者の災害・感染症対策に係る体制整備

近年の新型コロナウイルス感染症の流行や災害発生状況等を鑑み、支援を必要とする高齢者等の生命又は身体の安全確保を図るため、医療機関や介護サービス事業所等と連携した対策への備えが重要となっています。

また、災害や感染症等が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制として、介護サービス事業者の業務継続計画（BCP）の策定、研修や訓練の実施等が介護サービス事業所等に義務付けられています。

1 災害対策に係る整備

本町では主管課である防災管財課を中心として、避難行動要支援者に対して迅速な避難行動支援が行えるように関係課と連携して避難支援体制の充実を図ります。

（1）避難行動要支援者名簿の作成

平成23年の東日本大震災の教訓から、大規模災害発生時の対策として避難行動要支援者（自ら避難することが困難で、迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する高齢者や障がい者等）名簿の作成が市町村の義務とされました。

本町では、避難行動要支援者等の要配慮者が適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者名簿を作成しています。今後も避難支援体制の充実を図るために、定期的な更新作業を行っていきます。

（2）避難行動要支援者における個別避難計画の作成

避難行動要支援者の災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、避難行動要支援者について、どのような避難行動をとればよいのかまとめた個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。本町でも防災管財課と関係課が連携し、個別避難計画の作成に取り組んでいきます。

2 感染症対策に係る整備

本町では、健康づくり課を中心として、町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある新たな感染症が発生した際、機動的かつ実効性のある対策を講じられるように関係課と連携して体制の充実を図ります。

（1）感染症対策に関する普及啓発

平時から高齢者をはじめ、地域住民に対する感染症対策を普及啓発するため、ホームページや広報紙への掲載、チラシ配布等による手指衛生等の基本的な感染対策の情報発信を実施します。

(2) 介護事業所等との連携

今後、新たな感染症が発生し、蔓延した場合においても、継続して在宅サービスの提供ができるよう、国が示す「介護現場における感染対策の手引き」等のマニュアルを関係団体・事業者等に周知し、その活用を推進します。

また、介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修や感染症の専門家による実地研修など、感染症対策に関する各種研修等が開催される場合は、事業所等への周知を図ります。

(3) フレイル予防の取り組み

感染拡大防止策として外出制限・外出自粛となった場合においても、高齢者が活動量の低下によりフレイル（虚弱）とならないよう、感染対策を講じながらの事業の実施や自宅で気軽にできる運動の紹介など、外出制限・外出自粛にも対応したフレイル予防の取り組みを実施します。

3 業務継続計画（BCP）に係る支援

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。令和3年度介護報酬改定において、介護事業所における業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられるとともに、従業者に対する業務継続計画（BCP）の周知、並びに研修及び訓練を定期的を実施することが義務付けられました。

本町では、業務継続計画（BCP）がより実効性のあるものとして運用してもらうため、研修等の開催や、国及び県からの情報を周知していきます。

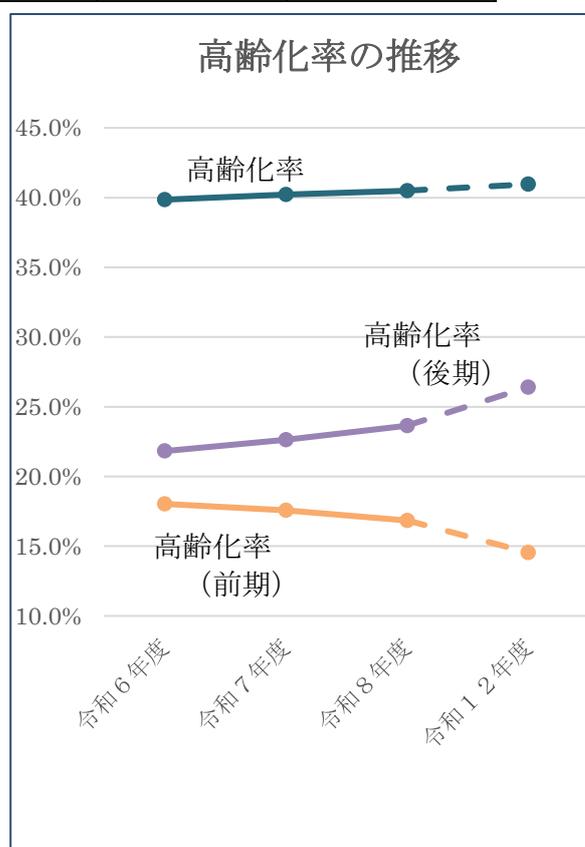
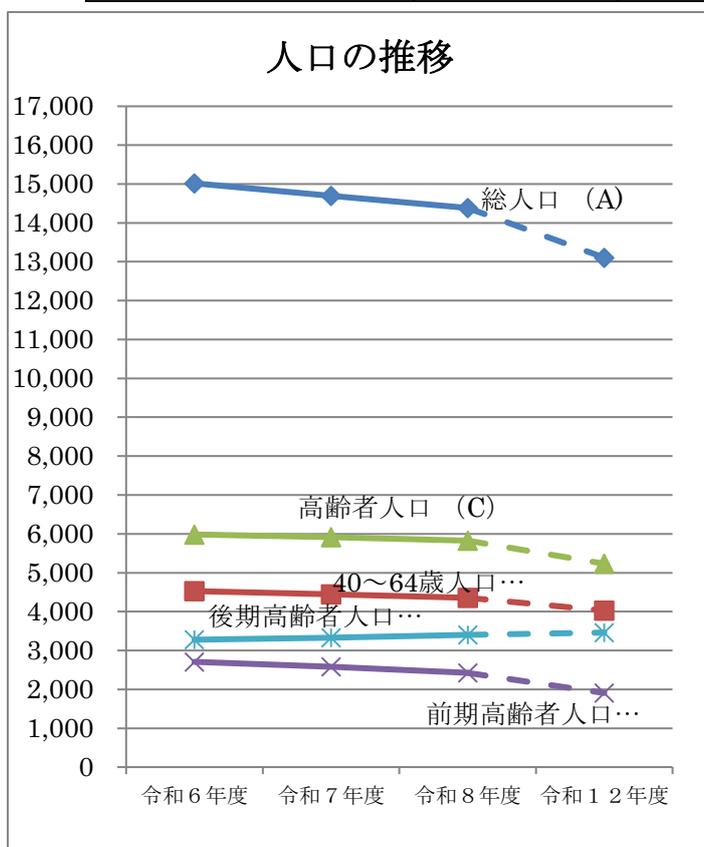
第6章 介護保険事業量等の見込み

1 将来人口及び要介護等認定者数の推計

(1) 将来人口の推計

本町の総人口は、第10次計画期間（令和6年度～8年度）に15,000人台を下回る見込みです。その後も減少傾向が続きますが、後期高齢者の割合は増加傾向にあります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
総人口 (A)	15,018	14,698	14,385	13,105
40～64歳人口 (B)	4,528	4,448	4,355	4,029
比率 B/A	30.2%	30.3%	30.3%	30.7%
高齢者人口 (C)	5,985	5,912	5,826	5,367
比率 C/A	39.9%	40.2%	40.5%	41.0%
前期高齢者人口 (D)	2,708	2,584	2,424	1,906
比率 D/A	18.0%	17.6%	16.9%	14.5%
後期高齢者人口 (E)	3,277	3,328	3,402	3,461
比率 E/A	21.8%	22.6%	23.6%	26.4%

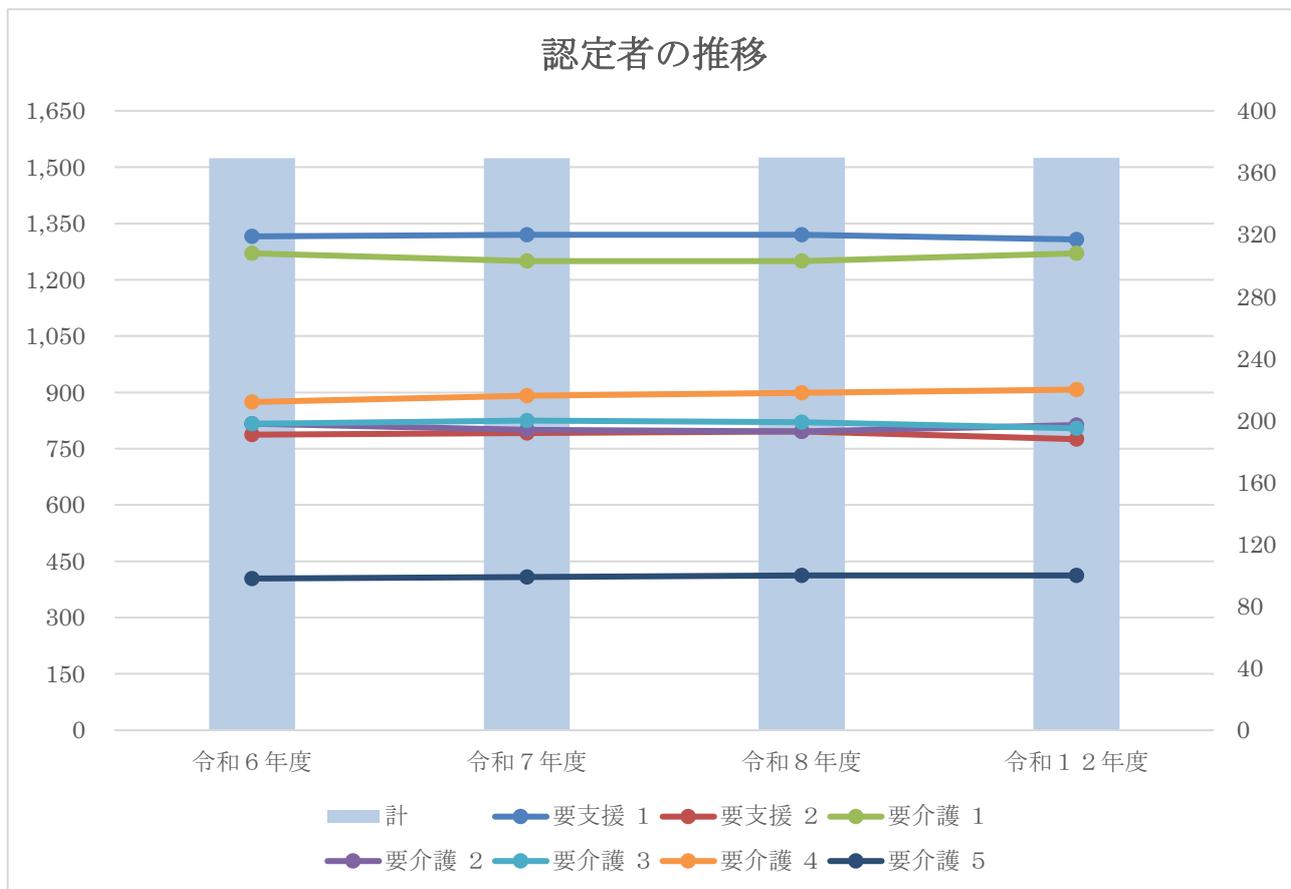


資料：福岡県介護保険広域連合

(2) 要介護等認定者数の推計

第10次計画期間（令和6年度～8年度）における川崎町の要支援・要介護認定者数の推計に大きな変化は見られませんが、65歳以上人口における割合を見ると認定者率は増加傾向にあります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
要支援 1	319	320	320	317
要支援 2	191	192	193	188
要介護 1	308	303	303	308
要介護 2	198	194	193	197
要介護 3	198	200	199	195
要介護 4	212	216	218	220
要介護 5	98	99	100	100
計	1,524	1,524	1,526	1,525
65歳以上人口	5,985	5,912	5,826	5,367
要介護等認定者率	25.5%	25.8%	26.2%	28.4%



資料：福岡県介護保険広域連合

2 介護サービス量の見込み

(1) 施設・居住系サービス

①基盤整備の方針

川崎町は、福岡県介護保険広域連合に加入して介護保険事業の運営を行っています。

第10次計画期間においては、町民のニーズを勘案しつつ、福岡県介護保険広域連合と連携しながら計画的な整備に努めます。

②サービス量の見込み（福岡県介護保険広域連合より資料提供）

《居宅サービス》

特定施設入居者生活介護（居宅サービス）利用者数

単位：人/月

		令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和12年度
居宅サービス対象者	要支援1	3	3	3	・・・	3
	要支援2	3	3	3		3
	要介護1	11	11	11		11
	要介護2	9	9	9		9
	要介護3	9	9	9		9
	要介護4	13	13	13		13
	要介護5	6	6	6		6
	計	54	54	54		54

《地域密着型サービス》

認知症対応型生活介護（地域密着サービス）利用者

単位：人/月

		令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和12年度
地域密着サービス対象者	要支援1				・・・	
	要支援2	2	2	2		2
	要介護1	25	25	25		25
	要介護2	17	17	17		17
	要介護3	16	16	16		15
	要介護4	15	15	15		15
	要介護5	10	10	10		10
	計	85	85	85		84

《地域密着型サービス》

地域密着型特定施設入居者生活介護利用者

単位：人/月

		令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和12年度
地域密着サービス対象者	要支援1					・・・
	要支援2					
	要介護1	1	1	1	1	
	要介護2	0	0	0	0	
	要介護3	0	0	0	0	
	要介護4	0	0	0	0	
	要介護5	0	0	0	0	
	計	1	1	1	1	

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

単位：人/月

		令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和12年度
施設サービス対象者	要支援1					・・・
	要支援2					
	要介護1	0	0	0	0	
	要介護2	0	0	0	0	
	要介護3	0	0	0	0	
	要介護4	0	0	0	0	
	要介護5	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	

《施設サービス》

介護老人福祉施設

単位：人/月

		令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和12年度
施設サービス対象者	要支援1					・・・
	要支援2					
	要介護1	9	9	9	9	
	要介護2	13	13	13	13	
	要介護3	35	35	35	35	
	要介護4	65	66	66	67	
	要介護5	24	24	24	24	
	計	146	147	147	148	

介護老人保健施設

単位：人/月

		令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和12年度
施設サービス対象者	要支援1				・・・	
	要支援2					
	要介護1	7	7	7		7
	要介護2	14	14	14		14
	要介護3	19	19	19		18
	要介護4	23	23	24		24
	要介護5	3	3	3		3
	計	66	66	67		66

介護医療院

単位：人/月

		令和6年度	令和7年度	令和8年度		令和12年度
施設サービス対象者	要支援1				・・・	
	要支援2					
	要介護1	0	0	0		0
	要介護2	0	0	0		0
	要介護3	1	1	1		1
	要介護4	4	4	4		4
	要介護5	5	5	5		5
	計	10	10	10		10

(2) 介護保険種類別サービス推計（福岡県介護保険広域連合より資料提供）

介護/予防サービス

単位：人/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
訪問介護	284	286	298	298	295	295	299
訪問入浴介護	10	9	8	8	8	8	8
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	111	108	117	118	118	118	120
介護予防訪問看護	29	34	36	36	36	36	35
訪問リハビリテーション	10	13	16	16	16	16	16
介護予防訪問リハビリテーション	4	3	1	1	1	1	1
居宅療養管理指導	97	96	111	112	110	110	112
介護予防居宅療養管理指導	6	8	7	7	7	7	7
通所介護	161	183	191	191	190	189	193
通所リハビリテーション	64	66	73	72	71	72	73
介護予防通所リハビリテーション	64	52	47	48	48	48	47
短期入所生活介護	23	24	25	25	25	25	26
介護予防短期入所生活介護	1	0	1	1	1	1	1
短期入所療養介護（老健）	3	6	6	6	6	6	6
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	325	340	358	359	357	356	362
介護予防福祉用具貸与	188	190	185	186	186	186	184
特定福祉用具購入費	5	6	6	6	6	6	6
特定介護予防福祉用具購入費	4	3	4	4	4	4	4
住宅改修費	4	4	4	4	4	4	4
介護予防住宅改修	5	4	5	5	5	5	5
特定施設入居者生活介護	54	52	47	48	48	48	48
介護予防特定施設入居者生活介護	8	7	6	6	6	6	6

地域密着型サービス

単位：人/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	2	2	2	3	3	3
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	60	54	55	55	55	54	56
認知症対応型通所介護	7	4	3	3	3	3	3
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	43	43	41	42	44	45	45
介護予防小規模多機能型居宅介護	5	7	6	6	6	6	6
認知症対応型共同生活介護	89	84	81	83	83	83	82
介護予防認知症対応型共同生活介護	2	2	2	2	2	2	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	1	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス（新設）				0	0	0	0

介護サービスの推移

(施設サービス・居宅介護支援)

単位：人/月

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護老人福祉施設	141	141	142	146	147	147	148
介護老人保健施設	72	66	64	66	66	67	66
介護医療院	5	4	2	10	10	10	10
介護療養型医療施設	8	8	8				
居宅介護支援	467	486	512	511	506	504	514
介護予防支援	253	250	246	247	247	248	245

資料

川崎町内の保健福祉施設

①保健センター

平成11年4月に開設され、乳幼児から高齢者までの健康づくり事業を展開する中核施設として活用しています。幅広い年齢層に対し、健康に関する事業を実施し、“健康なまちづくり”をめざしています。

各年齢層に即した事業を、関係機関との連携を図りながら運営するとともに、健康に関する相談窓口としての認識が広がるよう、内容の充実と周知徹底に努めます。

②養護老人ホーム

養護老人ホームは、老人福祉法では65歳以上の者を対象としていますが、本町では幅広く養護を行うために入所対象年齢を引き下げ60歳以上の身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることができない者を対象としています。本町には、町立施設の「川崎町立愛光園老人ホーム」（定員50人）が1カ所設置されています。

③川崎町老人福祉センター

川崎町老人福祉センターは、川崎町総合福祉センター及び川崎町保健センターと合わせて「サン・スクエアかわさき」の愛称で親しまれ、高齢者をはじめ、住民の保健と福祉の拠点として、平成11年4月に設置しました。老人福祉センターは、川崎町社会福祉協議会により運営されています。

今後も高齢者をはじめ、住民の保健福祉の拠点として位置付け、地域住民の要望を反映した事業の展開と充実を図ります。

④介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者で入浴、排せつ、食事の介助等のサービスが受けられます。本町には、「恵愛園」（定員50人）、「第二恵愛園」（定員30人）、「ライフ」（定員40人）が整備されています。

⑤介護老人保健施設

病状が安定し、入院治療をする必要はない高齢者が、リハビリテーションや介護等のサービスを受け、在宅復帰することを目標とした施設です。本町には、「恵の里」（定員80人）が整備されています。

⑥地域密着型施設

平成18年4月介護保険制度改正により、30人未満の介護保険適用施設については地域密着型施設とされています。

福岡県介護保険広域連合加入市町村内を1つの日常生活圏域として、施設の新設等にあたり審査・認定などを加入市町村と連携のもと福岡県介護保険広域連合が実施します。

なお、大規模（定員30人以上）の施設については、従前どおり福岡県が審査・認定を実施します。地域密着型施設について、本町では下記の施設が整備されています。

ア 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の利用者が施設に入居して、食事・排泄・入浴等の日常の支援や、機能訓練などを受けます。

- グループホーム いきいきハウス池尻
- グループホーム あたか
- グループホーム かがやき
- グループホーム 秋桜
- グループホーム 永井の里
- グループホーム なごみの里
- グループホーム 菜の花苑
- グループホーム 光
- グループホーム きずな

イ 地域密着型通所介護

利用者が施設に通って、食事・排泄・入浴等の支援や機能訓練などを受けます。定員が18人以下の施設です。

- デイサービスセンター安心院
- デイサービス えん萬
- あったかデイサービスセンター
- よねだデイサービス川崎

ウ 認知症対応型通所介護

認知症の利用者が施設に通って、食事・排泄・入浴等の支援や機能訓練などを受けます。

- なごみの里

エ 小規模多機能型居宅介護

利用者の状態や希望に応じて、通い・訪問・泊まりを組み合わせ、食事・排泄・入浴等の介護や機能訓練を行います。

- 小規模多機能 川崎町笑顔の家
- 小規模多機能型居宅介護 ライフ
- 小規模多機能施設 まるや
- 多機能ホーム 日向

⑦有料老人ホーム

高齢者を入居させ、食事の提供、介護、洗濯・掃除等の家事の供与、健康管理のうち、いずれかのサービス（複数も可）を提供している施設です。

「介護付有料老人ホーム」、「住宅型有料老人ホーム」、「健康型有料老人ホーム」の3種別あり、本町には、「介護付き有料老人ホーム」と「住宅型有料老人ホーム」が整備されています。

ア 介護付有料老人ホーム

介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護等が必要となっても、ホームが提供する介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能です。

本町には、現在「ハーティーマインドなぎの」（定員70人）と「ハーティーマインドあまぎ」（定員52人）が整備されています。

イ 住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能です。

本町では、「シニアホーム日向」（定員12人）、「ほほえみの里 住宅型有料老人ホーム」（定員10人）、「あったか 住宅型有料老人ホーム」（定員18人）が整備されています。